

2024年11月21日

「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく施設整備方針（第三次）

子ども家庭部保育課

一宮市では、公立保育園施設の老朽化、子ども人口の減少などの課題に総合的に対応するため、2019年3月に、「一宮市保育所等施設総合管理計画」（以下「保育所総合管理計画」という。）を策定いたしました。

保育所総合管理計画では、市内を12の地域（ブロック）に分け、各ブロックには、地域子育て支援の中心機能を担う「ブロック支援園」を置き、その他の保育園は民間移管も視野に入れた施設保全を進めることを定めています。

また、2019年9月には、民間移管を行う場合の具体的基準として「一宮市保育所の民間移管実施基準」（以下「実施基準」という。）を制定いたしました。

保育所総合管理計画は、2058年度までを視野に入れた計画であり、公立保育園の施設整備については、既存施設の耐久性と財源の確保を考慮しつつ、長期間にかけて段階的に進めていく必要があります。

2020年8月に制定した『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針』をもとに、2024年度から黒田西保育園を民間移管するとともに、同一ブロック内の外割田保育園をブロック支援園として選定しました。また、2023年8月に制定した『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく当面の施設整備方針（第二次）』をもとに、2027年度から光明寺保育園及び里小牧保育園を民間移管することが決定しています。

引き続き、保育所総合管理計画を推し進めるために、『「一宮市保育所等施設総合管理計画」に基づく施設整備方針（第三次）』（以下「整備方針」という。）を制定し、施設整備を推進します。

1 民間移管対象園の選定

（1）民間移管対象園

ブロック支援園に移行しない園のうち建替え、または大規模改修の必要な園について、一宮市内で以下に該当する民間事業者に意向を聴取し、意向が示された園の中で、民間移管する園を選定します。

<対象となる民間事業者>

- ・「児童福祉法」に定める認可を受けた保育所、小規模保育事業または事業所内保育事業を設置及び運営している法人格を持つ者
- ・「学校教育法」に定める幼稚園を設置及び運営している法人格を持つ者（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める幼保連

携型認定こども園を設置及び運営している法人も含む。)

(2) 民間事業者による運営開始および施設整備の実施予定時期

①運営開始：2028年4月1日以降

現園舎にて民間事業者による運営を開始する。

②園舎の建替え

民間移管後できるだけ早い時期に民間事業者により建替え、または大規模改修に着手する。

2 その他

当市では「シン学校プロジェクト」を策定し、新しい時代にふさわしい学校施設の在り方を検討しています。その中では、学校施設の改築などに併せて他施設と複合化することを選択肢として挙げており、学校施設内に公立保育園を移設する可能性があります。